

令和7年10月20日

令和6年度資金不足比率について

南房総広域水道企業団

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、当企業団の令和6年度資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して議会定例会へ報告しましたので、その内容を次のとおり公表します。

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道用水供給事業会計	—% (資金不足比率は該当なし)	20%

表中資金不足比率の欄の「—」表示は資金の不足額が生じていないことを示します。

注) 資金不足比率とは、資金の不足額が事業の規模に対して、どのくらいの割合になるかを示す比率で、地方公営企業の経営状況を表す指標の一つです。

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

(参考)

資金不足比率の算定式

$$\text{資金不足比率（法適用企業）} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$